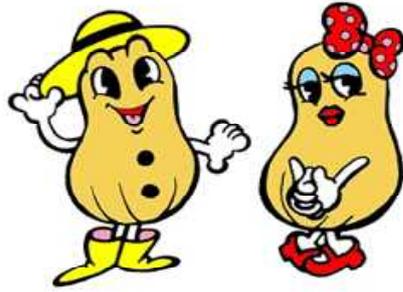


# 八街市空き家バンクについて



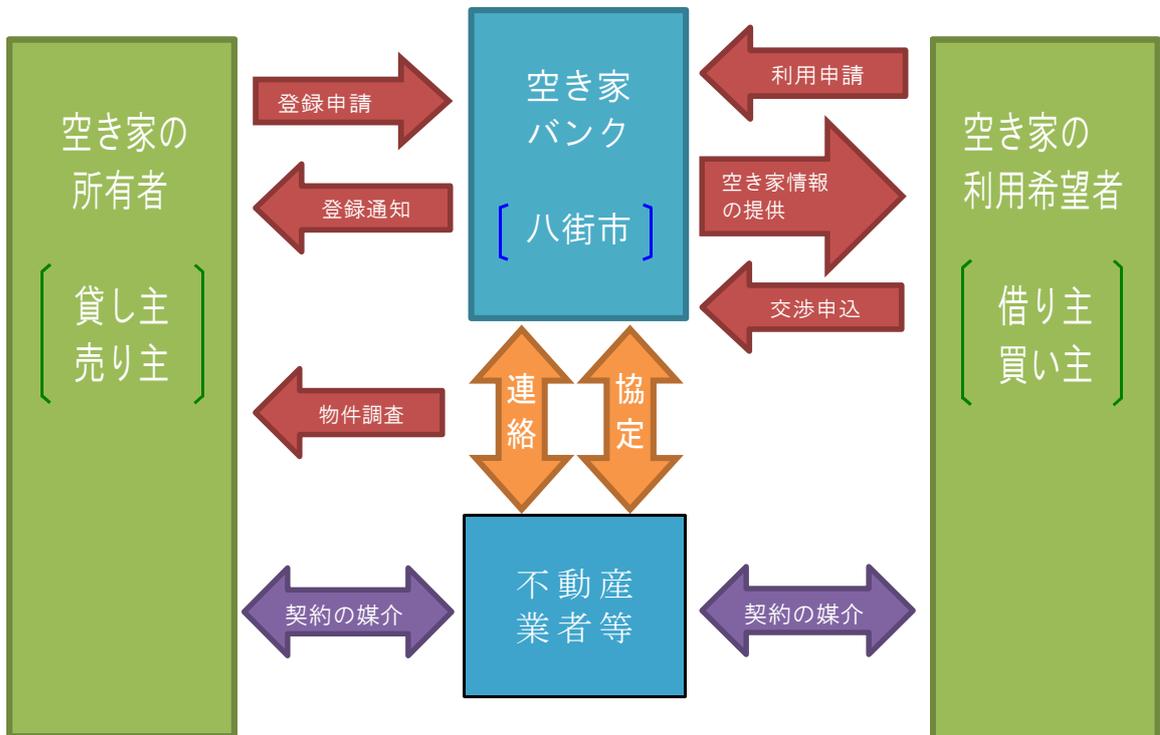
© 八街市イメージキャラクター  
「ピーちゃん ナッチャン」

## 1. 空き家バンク制度の概要

空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申請により登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して八街市が提供する制度で、登録された空き家情報については、市のホームページに掲載します。

また、所有者と利用希望者間の媒介等については、八街市と協定書を締結した宅地建物取引の事業者等が行います。

### ★空き家バンクのイメージ図★



## 2. 空き家とは

個人が八街市内に所有し、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住・使用をしていない建物及び近く居住・使用しなくなる建物及びその敷地のことをいいます。

ただし、既に宅地建物取引業法による媒介契約を締結しているものは除きます。

### 3. 空き家バンクに登録できない諸条件

- ①老朽化が著しいもの、または、大規模な修繕が必要なもの
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員や暴力団員との密接関係者等であるもの
- ③分譲住宅、賃貸住宅その他空き家バンク制度の趣旨に基づかない売却、または、賃貸を目的とするもの
- ④その他市長が適当でないとき

### 4. 空き家バンク申請手順

空き家バンク制度の利用には、「貸したい方・売りたい方（空き家の所有者）」の登録と「借りたい方・買いたい方（空き家情報の利用を希望する方）」の利用申請が必要です。

利用申請については以下の申請書類が必要です。

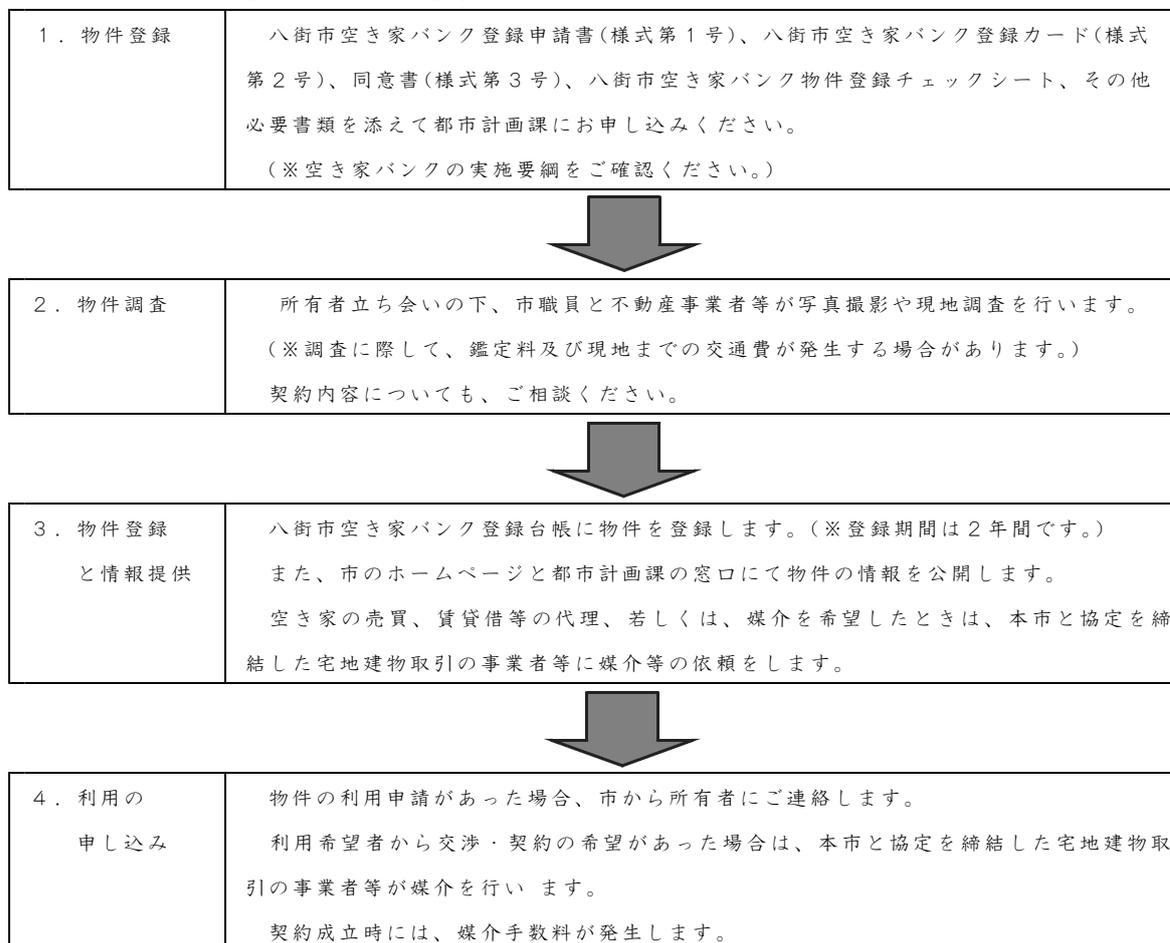
#### ◆空き家所有者の情報登録用申請書様式

- ・八街市空き家バンク登録申請書（様式第1号）
- ・八街市空き家バンク登録カード（様式第2号）
- ・同意書（様式第3号）
- ・八街市空き家バンク物件登録チェックシート

#### ◆空き家情報の利用希望者用申請書様式

- ・八街市空き家バンク利用申請書（様式第8号）
- ・八街市空き家バンク交渉申込書（様式第9号）

#### 【空き家の所有者】（貸し主・売り主）



## 【空き家の利用希望者】（借り主・買い主）

1. 登録物件 の閲覧	市のホームページなどで、空き家の登録物件を閲覧できます。
	
2. 利用申請	八街市空き家バンク利用申請書（様式第8号）を記入し、都市計画課に提出してください。 内容確認のうえ、空き家情報を提供します。
	
3. 空き家を見学	見学等を希望する物件がありましたら、都市計画課にお問い合わせください。 本市と協定を締結した宅地建物取引の事業者等と、希望された空き家を実際に見学します。 物件の状態や契約の諸条件、地域の情報等をご確認ください。
	
4. 交渉・契約	見学後、空き家を利用したい場合は、都市計画課に八街市空き家バンク交渉申込書（様式第9号）を提出してください。 本市と協定を締結した宅地建物取引の事業者等の媒介で交渉・契約をします。 なお、契約成立時には媒介手数料が発生します。

※市は、売買または賃貸の契約には直接関与しません。媒介・契約等は、本市と協定を締結した宅地建物取引の事業者等に媒介を依頼する方法によります。

## 5. 八街市空き家バンク実施要綱・全様式・協定書

空き家バンク制度に係る実施要綱、様式及び協定書については、下段以降にありますので、ご確認ください。

本制度の内容等詳しくは、下記担当宛へお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 八街市役所建設部都市計画課 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 電話：043-443-1430（直通） FAX：043-442-6416 E-mail：toshikei@city.yachimata.lg.jp
---